

汚染土壌浄化施設認定要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、搬出する汚染土壌の処分方法（平成15年3月6日環境省告示第20号。）第2号に規定する汚染土壌浄化施設の認定の手続き等について必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び汚染土壌の適正な処理の推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- （1）汚染土壌 土壌汚染対策法施行規則第18条第1項又は第2項に定める基準（以下「指定基準」という。）に適合しない土壌をいう。
- （2）浄化 汚染土壌を熱処理、洗浄及び化学分解等の方法により、指定基準に適合する土壌にすることをいう。
- （3）認定施設 この要綱に基づき認定を受けた汚染土壌の浄化のための施設をいう。
- （4）認定事業者 認定施設を設置する事業者をいう。

（事前協議）

第3条 汚染土壌浄化施設の認定を受けようとする者は、申請書の作成等に資するため、次に掲げる事項について知事と事前協議するものとする。

- （1）事業計画の概要
- （2）汚染土壌浄化施設に係る設置計画の概要
- （3）汚染土壌浄化施設に係る維持管理計画及び公害防止計画の概要
- （4）環境影響調査計画の概要
- （5）認定基準への対応方針

（住民説明会）

第4条 汚染土壌浄化施設の認定を受けようとする者は、近隣関係者に環境の保全に関する事項を周知するための説明会を開催するとともに、その環境の保全上の意見を聴取し、設置計画及び維持管理計画に反映するものとする。

2 認定を受けようとする者は、申請に際して、説明会の開催結果報告書を知事に提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定は、環境影響調査を実施しないものについては適用しない。

（認定申請）

第5条 汚染土壌浄化施設の認定を受けようとする者は、第3条に掲げる事前協議完了後に次に掲げる事項を記載した汚染土壌浄化施設認定申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- （2）汚染土壌浄化施設を設置する事業場の名称及び所在地
- （3）汚染土壌浄化施設に係る基本的事項

- (4) 汚染土壌浄化施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (5) 汚染土壌浄化施設の維持管理及び公害防止に関する計画
- (6) 環境影響調査結果(当該施設の設置に関して他法令等の環境影響評価の手続きを終了した場合には省略できる。また、他法令等の環境影響評価の手続きを終了した既存の施設について認定申請する場合は、当該施設の使用方法の変更等による環境への負荷が増大しないものについては省略することとし、環境への負荷が増大するものについては、増大する部分についての環境影響調査結果を提出するものとする。)
- (7) 社内規程に関する事項
- (8) 管理責任者に関する事項
- (9) 経理的基礎に関する事項
- (10) その他認定に必要な事項

(認定基準)

第6条 認定基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設設置計画や維持管理計画が、周辺地域の環境の保全について適切な配慮がなされたものであること。(別添1に定める汚染土壌浄化施設に係る構造及び維持管理の指針に適合していること。)
- (2) 汚染土壌の搬入、保管から浄化までの各段階における工程管理を適正に行うことについて、社内規程により定められていること。
- (3) 工程管理を適正に行えるよう、管理責任者を置いていること。
- (4) 汚染土壌の浄化を的確に行うに足る経理的基礎を有すること。

(欠格事項)

第7条 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は認定を受けることはできない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへ
- (2) 本要綱に基づく認定が取り消され、取り消しの日から5年を経過しない者

(認定)

第8条 知事は、第5条の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、第6条の認定基準に適合していると認めるときは、当該浄化施設を認定するものとし、申請者に認定書を交付する。

- 2 知事は、前項の審査にあたっては、必要に応じて専門家の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第1項の認定を行う際に、本要綱施行上必要な限度において、条件を付することができる。
- 4 知事は、第1項の認定をしないときは、不認定通知書を当該申請者に通知する。

(更新)

第9条 前条第1項の認定の有効期間は5年とし、その期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 認定事業者は更新を受けようとするときは、認定の有効期間の満了の日の30日前までに、知事に汚染土壌浄化施設認定更新申請書を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請があった場合は、認定の有効期間の満了の日までに審査を行い、汚

染土壌浄化施設が適切に維持管理されていたと認めるときは、当該申請者に認定書を交付するものとする。

4 前条第3項及び第4項の規定は第2項の更新に係る申請に準用する。

(認定施設の公表)

第10条 知事は、第8条第1項により土壌浄化施設を認定をしたときは、当該認定施設及び認定事業場に係る次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 認定事業場の名称及び所在地
- (2) 浄化できる特定有害物質の名称
- (3) 認定施設的能力
- (4) 認定日及び認定番号

(変更認定)

第11条 認定事業者は、当該認定に係る次の事項を変更しようとするときは、汚染土壌浄化施設変更認定申請書を知事に提出しなければならない。ただし、当該変更が次条に掲げる軽微な変更であるときは、この限りでない。

- (1) 汚染土壌浄化施設に係る基本的事項(浄化の方法の変更を除く。)
- (2) 汚染土壌浄化施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (3) 汚染土壌浄化施設の維持管理及び公害防止に関する計画

2 前項の申請書を提出した認定事業者は、知事が認定するまで、その申請に係る変更を実施してはならない。

3 第3条、第4条、第8条各項及び前条の規定は第1項の変更認定に係る申請に準用する。

(変更届出)

第12条 認定事業者は、当該施設について次に掲げる軽微な変更をしようとするときは、汚染土壌浄化施設変更届出書を知事に届け出なければならない。

- (1) 汚染土壌浄化施設に係る基本的事項のうち浄化能力に係る変更であって、周辺環境への影響が少ない軽微な変更
- (2) 汚染土壌浄化施設の位置、構造等の設置に関する計画における構造及び施設の変更であって、認定申請時の排ガスの性状その他の生活環境への負荷に関する数値を増大させない軽微な変更

2 知事は、前項の届出があった場合において、その届出に係る内容が前項の軽微な変更には該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、計画の変更を指示することができるものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、その届出に係る変更を実施してはならない。

(譲受け等認定手続)

第13条 認定事業者から当該認定施設を譲受け又は借受け(以下、「譲受け等」という。)しようとする者は、譲受け等認定申請書を知事に提出し、認定をうけなければならない。

2 第8条各項及び第10条の規定は、前項の譲受け等に係る申請に準用する。

3 第1項の認定を受けて汚染土壌浄化施設を譲受け等した者は、当該認定事業者の地位を

承継する。

(合併等認定手続)

第14条 認定事業者である法人の合併(認定事業者である法人と認定事業者でない法人が合併する場合において、認定事業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割(当該認定に係る認定施設を承継させる場合に限る。以下「合併等」という。)をしようとする者は、合併等認定申請書を、知事に提出しなければならない。

2 第8条各項、第10条及び前条第3項の規定は、前項の合併等に係る申請に準用する。

(改善の指示)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定事業者に対し、期限を定めて必要な改善を指示することができる。

- (1) 第6条に規定する認定基準に適合しないと認めるとき。
- (2) 第8条第3項の認定に付した条件に違反していると認めるとき。
- (3) 申請書に記載した事項が遵守されていないと認めるとき。
- (4) 認定事業者がこの要綱で定める申請、届出又は報告等の行為を怠ったとき。

(認定の取消)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業者が前条に規定する指示に従わなかったとき。
- (2) 認定事業者が第7条各号で掲げる事項に該当するに至ったとき。
- (3) 詐欺その他の不正な手段により、認定を受けたとき。

2 第10条の規定は前項の認定の取消に準用する。

(報告)

第17条 認定事業者は、維持管理計画に定める測定調査の結果を定期的に知事に報告するものとする。

2 認定事業者は、毎年6月末日までに、前年度の汚染土壌の浄化実績を知事に報告するものとする。

3 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定事業者に対し施設の維持管理に関する事項等について報告を求めることができる。

(立入検査等)

第18条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員に認定施設を設置する事業場又はその設置予定地に立ち入り、施設、帳簿書類その他必要な事項を調査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

汚染土壌浄化施設認定申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者

印

大阪府汚染土壌浄化施設認定要綱第5条の規定により、汚染土壌浄化施設の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

汚染土壌浄化施設を設置する 事業場の名称及び所在地	名 称： 所在地：					
汚 染 土 壌 浄 化 施 設 に 係 る 基 本 的 事 項	汚染土壌浄化施設の浄化の方法 浄化対象とする特定有害物質 の種類	熱分解・加熱揮発・溶融・洗浄・化学分解 詳細については別紙「浄化手法についての説明書」のとおり				
	汚染土壌浄化施設の浄化能力	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">$m^3 / 日$</td> <td style="text-align: center;">$m^3 / 時間$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">$t / 日$</td> <td style="text-align: center;">$t / 時間$</td> </tr> </table> 詳細については別紙「土壌浄化施設の設計計算書」のとおり	$m^3 / 日$	$m^3 / 時間$	$t / 日$	$t / 時間$
	$m^3 / 日$	$m^3 / 時間$				
	$t / 日$	$t / 時間$				
	浄化済み土壌の利用方法					
残渣の量及び処分方法	詳細については別紙「浄化工程図」「処理系統図」「処理装置等の設計計算書」のとおり					
施設の稼働日、稼働時間						
汚 染 土 壌 浄 化 施 設 の 位 置 ・ 構 造 等 、 設 置 計 画 に 関 する 事 項	汚染土壌浄化施設の構造及び 配置	「土壌浄化施設の構造計算書」「施設配置図」その他各種図面のとお り				
	着工予定年月日	年 月 日				
	使用開始予定年月日	年 月 日				
	構造指針への対応状況	別紙「構造指針への対応状況表」のとおり				
その他汚染土壌浄化施設の構 造等に関する事項						

汚染土壌 浄化施設 の維持管 理及び公 害防止に 関する計 画に関す る事項	維持管理指針への対応状況	別紙「維持管理指針への対応状況表」及び「維持管理計画」のとおり
	大気汚染防止措置 (浄化に伴い生ずる排ガス対策等)	
	水質汚濁防止措置 (浄化に伴い生ずる排水対策等)	
	騒音・振動に係る措置	
	飛散流出防止措置	
	地下浸透防止措置	
	搬出入車両による公害防止措 置	
	維持管理に関する測定計画	別紙「測定計画」のとおり
環境影響 調査の結 果等	環境影響調査の結果	別紙「生活環境影響調査結果」のとおり
	住民説明会の実施結果	別紙「住民説明会の実施結果及び要望等への対応状況」のとおり
社内規程 に関する 事項	工程管理体制及び 緊急時連絡体制	
	搬出汚染土壌管理票の管理、 運用方法	
管理責任 者に関す る事項	管理責任者	
	管理責任者の経歴等	別紙「管理責任者の経歴等を証する書類」のとおり
経理的基 礎に関す る事項	別紙「経理的基礎を有することを説 明した書類」のとおり	
その他添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場位置図 ・登記事項証明書 ・申請者が欠格事項に該当しないことを誓約した書面 ・社内規程 ・役員等名簿 (代表者を含む役員・申請者の法定代理人・使用人の氏名・住所) ・事業場の土地等の使用権限を有することを証する書類 	